

第3次 小矢部市地域福祉計画（概要版）

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく地域福祉を推進するための行政計画です。

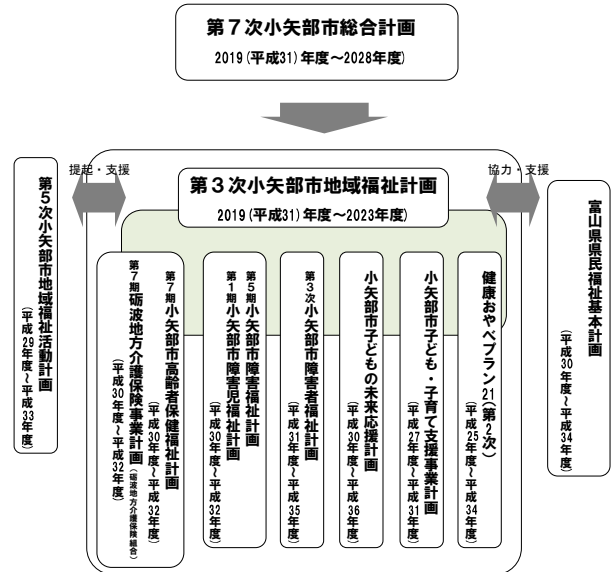
少子高齢化、人口減少など、様々な課題に直面する中、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス提供事業所、行政など、地域の多様な主体が参画し、人と人、地域と資源や世代がつながることで、地域福祉の支え手側と受け手側に分かれるのではなく、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、支え合って暮らす地域共生社会の実現を目指して策定する福祉のまちづくり計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市の最上位計画である第7次小矢部市総合計画に即したものです。

あわせて福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障害者福祉、子ども子育て支援、健康・医療推進の各分野との整合を図りつつ、地域福祉活動計画と連携しながら福祉施策を総合的に推進していくとともに、他の分野の計画とも連携・整合を図っていくものとします。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含し、権利擁護事業の総合的な推進を図っていきます。



3 計画の体系

●基本理念

1 個人の尊厳の保持	誰もが、人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、個人の尊厳が損なわれない地域社会を目指します。
2 自立の支援	誰もが、自分の意志に基づき、自らの選択の元に自立し、いきいきとした生活を営み、自己実現ができるよう支援します。
3 共に生きる地域社会の構築	誰もが、ノーマライゼーションの理念に基づき、主体的に社会に参加し、世代を超えて相互に理解・協力し合い、共に生きることのできる地域共生社会を創ることを目指します。
4 市民参画の推進	市民一人ひとりが、自ら主体的に参画し、協働して地域福祉の推進にあたるよう、市民参画を推進します。

●基本目標 「心がやすらぐ 健康とあたたかな福祉で支え合うまち」

※第7次小矢部市総合計画に掲げる6つのまちづくり目標のうちの福祉分野の目標

4 計画の期間

本計画の期間は、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とします。

5 計画の推進

・本計画は、PDCAサイクルによる手法を活用して進行管理を行い、小矢部市地域福祉計画策定委員会において達成状況を評価し、制度改革や国の動向も踏まえ、必要に応じて施策の改善などを行うと共に、社会情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しなどを行うなど弾力的な運用に努めます。

6 計画の内容

(1) 福祉を支える人づくり

1) 福祉のこころの醸成と福祉教育の推進	① 市民意識の啓発	地域福祉に対する市民の意識や理解、関心を深め、日常生活の中で福祉を意識するこころの醸成につながるよう、周知・啓発を図っていきます。 【新規】 障害などに関わるマークの普及
	② 福祉教育の推進	福祉のこころを醸成し、「福祉」を「日常の行為」と捉え、自ら進んで福祉活動に参加する人を育むため、子どもの頃から障害のある人や高齢者と触れ合う機会を持つことなどを通じて、正しい認識を深め、学校や地域において適切な福祉教育を進めていきます。
2) 福祉を担う人づくり	① 福祉従事者の育成・確保	福祉従事者の資質向上と人材確保への取り組みを支援すると共に、福祉専門職への興味・関心を持ってもらう取り組みに力を入れていくなど、一つひとつの事業所では限界のある人材の確保について協議・検討を進めていきます。
	② 幅広い分野での地域福祉活動の担い手の育成	福祉に関する教育や交流の機会を通じて福祉のまちづくりに関心を持つ人を掘り起こすと共に、実際の活動に携わる人材を育成していきます。
3) 社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティアの活動の促進	① 地域福祉活動リーダーの育成	地域福祉活動を担う役員やリーダー、専門性の高い人材の育成を図るため、各種の講座・研修会を充実していきます。
	② 各種福祉団体や特定非営利活動法人（NPO法人）等との協働と支援	だれもがボランティアに参加でき、継続できる環境づくりやボランティア活動に関する情報の提供に努めます。
	③ ボランティア活動の普及・啓発と活動への支援	イベント開催等によるボランティア意識の醸成、ボランティア・市民活動の情報提供、福祉ボランティア活動への支援、ボランティア休暇制度導入の啓発
	④ 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進 【新規】	社会福祉法人などの地域福祉活動が自主的かつ積極的に行われるよう、地域福祉活動に参画するための環境整備に努めると共に、その活動を支援します。

(2) みんなで支えあう地域づくり

1) とともに支えあう地域のネットワークづくり	① 多様な交流機会の促進	年齢や性別、障害の有無に関わらず、すべての住民がお互いを理解し、つながりを強めていくため、共生型スポーツイベントなどの交流する機会の充実を図ります。 【新規】 スポーツや文化芸術活動を通じた交流の場づくり
	② 地域の支え合いの体制づくり 【拡充】	すべての人が地域で安心して暮らせ、互いに自立を支え合う福祉コミュニティの推進を図るため、隣近所の関係から自治会、地区社会福祉協議会など、小さな地域における近隣住民をはじめ、様々な団体・機関との連携による福祉のネットワークを構築し、日常的な見守り、援助活動を推進します。 【新規】 地域ネットワークの促進 【新規】 地域共生社会の推進
2) 包括的な総合相談・支援体制の整備	① 様々な課題を持つ市民に対する相談窓口の充実	地域包括支援センターなど各機関が、それぞれの分野の専門的な相談体制を充実させると共に、他の分野の相談についても関係機関と連携し、迅速に対応します。
	② 多機関連携による調整体制の充実	複数の福祉・生活の課題を抱えている市民に対しては、総合的な支援体制が必要となるため、相談の内容に応じて専門機関につなげることができる相談体制と、複合的課題にも、分野を横断して対応できるネットワーク体制を構築します。
	③ 病診地域連携の強化	市民がいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関と地域、支援機関などの連携強化に努めていきます。
3) 社会的に配慮が必要な人々を地域で支える体制づくり 【拡充】	① 生活困窮者等を支援する体制の整備 【拡充】	複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うため、関係機関と連携して生活困窮者の自立の促進を図ります。また、子どもの貧困対策を総合的に進めるため関係機関との連携を図ります。 【拡充】 生活困窮者に対する包括的な支援 【新規】 子どもの貧困に関する支援体制整備

	②避難行動要支援者を支援する取り組みの推進	災害時避難行動要支援者に対して、実際の災害の際に安否確認や避難行動の支援を行うことができるよう、地域や支援者らによる声かけや見守りを行うことができるような体制を整備すると共に、日常的な要支援者の現状把握や情報の共有を図るしくみをつくっていきます。 【新規】福祉避難所の確保 【新規】要配慮者参加の災害に向けた取組
	③ 自殺対策計画に基づく対策の推進 【新規】	制度の狭間にある人や、家庭・学校・職場・地域などから孤立している人に対して、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの総合的な支援を推進していきます。
	④ 複合的な課題を抱える人々への支援体制の構築 【新規】	分野別、年齢別に縦割りであった支援を、当事者中心の「丸ごとの支援」とし、個人やその世帯の課題を把握し解決していくことができる包括的な支援体制を構築していくことを目指します。

(3) 安心して暮らせるしくみづくり

1) 人権を尊重した福祉のしくみづくり	①権利擁護の推進	教育機関、福祉施設、地域、家庭などにおいて、様々な機会を通じて、人権問題に対する機会と認識を深める取り組みを進めます。 【新規】障害などを理由とする差別の解消 【新規】再犯防止支援
	②虐待防止への総合的な取り組み	児童、障害者、高齢者など弱い立場にある人々の虐待被害の防止のため、関係機関・地域と連携し、見守り体制の構築や相談体制の強化を図ると共に、福祉施設や市民に対する周知啓発を通して、虐待の未然防止や早期発見に向けた取り組みを図ります。
	③成年後見制度の利用促進 【拡充】	判断能力が十分ではない高齢者や障害のある人などの権利擁護の支援を行うため、成年後見制度が必要な人の利用につながるよう、幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。
2) 多様な福祉サービスの充実	①地域生活への支援	福祉施設や医療機関での生活から自らの地域生活へ円滑に移行できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいきます。
	②子育て支援施策の充実	保健・福祉などの関係機関が連携して、地域での子育て環境の整備、子育てと仕事の両立及び子どもの健やかな成長支援など、地域の子育て支援を拡充していきます。
	③健康づくりと疾病予防施策の充実	長く社会との関わりを維持するためには、健康でいきいきと暮らすことが重要であるため、市民一人ひとりが自らの健康管理に努めると共に家庭や地域、事業者、保健医療機関、福祉団体との連携を図りながら、健康づくりを推進します。
	④利用者本位のサービスの提供	福祉サービスの利用者が人間としての尊厳を維持しながら、その人らしい生活を営むことができるよう自己決定を重視した福祉サービスの提供を推進します。 【拡充】ニーズに応じたサービスの提供のための事業者間の連携
	⑤共生型サービスなど分野横断的な福祉サービス等の展開提供 【拡充】	高齢者、障害者、子ども、子育てなどの福祉サービスを総合的に行う多機能型、高齢者と障害者が、同一の事業所でサービスを利用しやすくする共生型などの分野横断的な福祉サービス提供を促進していきます。 【新規】共生型サービスの周知と推奨
3) 生活基盤の整備・充実	①移動手段や生活利便性の向上	高齢者や障害のある人をはじめとする全ての市民が行きたいところへ気軽に行くことができるよう、移動環境の充実を図ると共に、日常生活の利便性の向上を図っていきます。 【新規】買い物弱者対策の推進
	②公共施設等のバリアフリー化の推進	高齢者、障害者を含むすべての市民が住み慣れた地域で快適に暮らし続けるために、物理的な障壁（バリア）を除去すると共に、新たな障壁が生じないように、誰にとっても利用しやすいまちづくりを進めます。

	③就労機会の確保	<p>高齢者や障害のある人の経済的自立、社会的自立を促進するため、本人の能力や希望、適性に応じた働き方ができるよう、雇用・就業環境の整備などを促進します。</p> <p>【新規】就労機会の確保のための連携</p>
--	----------	--

7 目標とする指標

(1) 福祉を支える人づくり

	指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
1) 福祉のこころの醸成と福祉教育の推進	社会福祉協議会で行っている福祉教育出前講座の実施時間	17時間	20時間
2) 福祉を担う人づくり	社会福祉協議会実施のボランティア講座受講者数	39人	45人
	社会福祉協議会実施のサマーボランティアスクールの参加人数	49人	55人
3) 社会福祉法人、NPO法人、ボランティアの活動の促進	NPO法人数	15法人	17法人
	おやべ型1%まちづくり事業の採択数	84事業	84事業以上
	福祉ボランティアを行っている人数	2,663人	2,800人

(2) みんなで支えあう地域づくり

	指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
1) ともに支えあう地域のネットワークづくり	社会福祉協議会で行っているケアネットチーム数	122チーム	127チーム
	ケアネット活動による支援件数	19,179件	20,000件
2) 包括的な総合相談・支援体制の整備	一般相談支援事業所相談件数	3,877件	4,100件
	地域包括支援センター相談件数	2,564件	3,000件
3) 社会的に配慮が必要な人々を地域で支える体制づくり	生活困窮者自立支援事業新規相談受付件数	22人	27人
	避難行動要支援者の情報提供同意率	22.18%	30%
	自殺死亡率(人口10万対)	23.6 (※H25年度~29年度平均)	16.5 (※2018年度~2022年度平均)
	地域生活支援拠点等の整備数	0か所	1か所

(3) 安心して暮らせるしくみづくり

	指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
1) 人権を尊重した福祉のしくみづくり	日常生活自立支援事業利用者数	34人	40人
	成年後見制度利用支援事業利用者数	3人	5人
	人権研修会の参加者数	210人	300人
2) 多様な福祉サービスの充実	保育所・認定こども園平均利用児童数	969人	975人
	施設・医療機関からの地域生活移行者数	27人	33人
	特定健診受診率	53.2%	60%
	前期高齢者の要介護認定率	3.1%	3.0%
	在宅福祉サービス事業所の数(富山型)	2施設	3施設
3) 生活基盤の整備・充実	移動支援延べ利用回数(障害者)	144回	230回
	外出支援延べ利用回数(高齢者)	261回	300回
	福祉事業所などから一般就労への移行者数	2人	7人
	生活保護受給者等就労自立促進事業支援要請人数	0人	5人